

近畿大学学術情報リポジトリ運営指針

(趣旨)

第1条 本指針は、近畿大学（以下、「本学」という。）において運営する近畿大学学術情報リポジトリ（英語呼称：Kinki University Academic Resource Repository（略称名KUREPO）。以下、「本学リポジトリ」という。）の円滑な管理及び運営のため定めるものである。

(目的)

第2条 本学リポジトリは、本学の教育研究活動において作成された学術研究成果等（以下、「学術成果」という。）を収集・保存し、本学内外へ電子的手段により無償で発信・提供することにより、広く社会と学術の発展に貢献することを目的とするものである。

(責任者)

第3条 本学リポジトリの管理及び運営責任者は、中央図書館長とする。

(管理及び運営)

第4条 本学リポジトリの管理及び運営は、学内各部署との連携のもと、中央図書館が取りまとめる行う。

2 本学リポジトリの管理及び運営に関する重要事項を審議するために、近畿大学学術情報リポジトリ運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(提供者)

第5条 本学リポジトリに、学術成果を提供できる者（以下、「提供者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学教員、職員（常勤・非常勤を問わない）
- (2) 本学に在籍する院生、学生
- (3) 提供対象となる学術成果を作成した時点で、本学に在籍していた者
- (4) 本学から学位を授けられた者
- (5) その他、中央図書館長が認めた者

(提供対象となる学術成果)

第6条 前項で定めた提供者による以下の学術成果を、提供の対象とする。

- (1) 学術論文

- (2) 本学で授与された博士学位論文、博士論文の要旨及び審査結果の要旨
- (3) シラバス
- (4) 講義等で使用した教材
- (5) 紀要、その他本学学部・大学院、研究所等で発行している刊行物
- (6) 学会、学術会議等での発表資料
- (7) 本学所蔵の学術情報資料・特許
- (8) 科学研究費補助金研究成果報告書
- (9) その他、本学リポジトリの目的に合致するもの

(許諾)

第7条 提供する学術成果については、その公開について提供者の許諾を要する。許諾の範囲は次のとおりとする。

- (1) 学術成果の電子化による複製の作成
- (2) 学術成果の画面での閲覧
- (3) 学術成果のプリントアウト
- (4) 学術成果のダウンロード及び保存
- (5) 学術成果の参照及び引用

2 前項の許諾は無償とする。

3 中央図書館による登録の場合には、上記について提供者から書面等による許諾を受けるものとする。

(提供者以外の著作者又は著作権を有する者がいる場合の許諾)

第8条 提供者以外の著作者又は著作権を有する者がいる場合は、あらかじめ提供者又は提供者の代理となるものが、提供者以外の著作者又は著作権を有する者に対して、前項の許諾を得るものとする。なお著作権を有する者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、この限りではない。

(著作権等)

第9条 本学リポジトリに学術成果を登録、公開の許諾をすることによって、著作権は移転しない。

(学術成果の公開)

第10条 中央図書館は、提供された学術成果をサーバ上に電子的に蓄積し、ネットワークを通じて公開する。本学リポジトリの目的から、提供された学術成果は、制限無しに全体を公開することを原則とするが、提供者からの申し出があった場合は、ネットワーク上の「公開の範囲」の制限、「公開の時期」についての指定をできるものとする。ただし、メタ

データ（目録情報）については登録時から全て公開することとする。

（学術成果の登録）

第 11 条 本学リポジトリへの学術成果の登録は、提供者の許諾を得たのち、中央図書館事務部が行う。

2 中央図書館は、提供者の許諾に基づき公開を行う。

（提供された学術成果の取扱）

第 12 条 中央図書館は、提供された学術成果等を適切な状態で保存する。保存期間については、本学リポジトリの運営に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

（学術成果の改変及び削除）

第 13 条 登録された学術成果に対し、提供者並びに著作権者その他改変につき正当な権利を有する者から改変の申し出があった場合には、別バージョンとして更新する。学術成果自体の非公開化・削除について提供者並びに著作権者その他改変につき正当な権利を有する者から申し出があった場合には、これを認める。

2 学術成果に付随するメタデータの改変・削除の作業は提供者並びに著作権者その他改変につき正当な権利を有する者の申し出により中央図書館がこれを行う。また、提供された学術情報に明らかな表記の間違い等が認められた場合は、中央図書館の判断で修正できるものとする。

3 提供された学術成果が、法令上、又は社会通念上問題があり、教育研究活動の遂行を阻害すると運営委員会が判断した場合には、中央図書館がこれを削除することができる。なお、運営委員会は本項の適用にあたっては、憲法の保障する学問の自由を侵害することの無いように、十分に留意しなければならない。

（免責事項）

第 14 条 本学は、提供された学術成果について、その内容に関し、一切の責任を負わない。

（その他）

第 15 条 当指針に記載されていない事項については、必要に応じて、提供者及び運営委員会が協議して定めるものとする。

附則

この指針は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この指針の改正は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。